

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年2月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 買取倉庫 甲西店 湖南省夏見163-1
- 2 提出された意見の概要 湖南省からの意見
 - (1) 市道（夏見線）出入り口の側溝を新設等される場合は、湖南省土木建設課と協議をしてください。
 - (2) 屋外広告物の提出について、湖南省都市政策課と協議し、必要な手続きを行ってください。
 - (3) 工事中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑が掛からないよう徹底してください。特定建設作業を実施する場合は、遅滞なく届出をしてください。周辺住民への周知を徹底してください。万一苦情が発生した場合は、誠意をもって対応してください。騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をしてください。湖南省生活環境保全条例に基づく生活環境影響事業に該当する場合は、事前に湖南省生活環境課と協議してください。
 - (4) 通学・通学路時間帯は、工事車両の出入りを行わないでください。工事車両の出入口には、誘導員を配置し、交通対策を講じてください。工事車両が路上駐車することの無いよう対策を講じてください。事業活動による関係者等が路上駐車しないよう余裕を持った駐車スペースの確保に努めてください。出入口における交通安全の確保に努めてください。
 - (5) 廃棄物処理については、湖南省一般廃棄物業（収集運搬）許可業者に依頼してください。家電リサイクル法、小型家電リサイクル法（H25.4.1施行）に該当するものを処分される場合は、適正に処理してください。
 - (6) 青少年の健全育成の見地から、届出のあった防犯対策を遵守していただくとともに、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対して積極的に協力してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 平成25年2月27日から平成25年3月27日まで